

〈まずは〇×問題にチャレンジ！〉

—あなたはどう考える？ その理由は？—

	〇or×
1 債権とは、債権者が債務者に対してお金を請求できる権利であり、他の内容の債権は認められない。	
2 債権は債務者に対してしか請求できないのであり、子の債務だからといって保証人になっていない親に請求することはできない。	
3 本件において、Bさんは、未成年の子AさんがJ Aから融資を受けることに同意していたので、Aさんが返済できないときに代わって返済する義務がある。	
4 借用証書に「債権者は債務者の財産を自由に搬出・売却して代金を返済にあてられる」との条項があれば、債権者は強制的に債務者の財産を搬出することができる。	
5 本件において、J AとAさんとで作成した借用証書に「Aさんが返済を怠った場合、直ちに強制執行ができる」との条項があれば、裁判等を行うことなく強制執行申立ができる。	



正解とその理由は45頁

連載

〇×問題で確認

債権管理回収の基礎固め



顧問弁護士

（J Aの実務で起こる相談にいつも親身に応じている。）



課長

（本店の融資課長。支店を丁寧にフォローしており、問い合わせや相談を多く受ける。）

J Aの融資業務における課長の悩みに、顧問弁護士が答える！

官澤綜合法律事務所 所長  
東北大学法科大学院 教授

弁護士 官澤 里美



1957年仙台市の農家の長男として生まれる。1983年東京大学法学部を卒業し、1986年仙台市で弁護士となる。その後、長年にわたってJ Aの債権回収、役員責任等の各種相談、法的手続、セミナー等を担当し、J Aの健全な経営をサポートしている。現在、弁護士10名が在籍する官澤綜合法律事務所所長。2004年より東北大学法科大学院教授。

〈解説〉

1. 債権とは何か

この春に融資課に配属された若手Hを連れてきました。今回が初めての債権回収担当です。

Hです。よろしくお願ひします。さっそくですが、Aさんが返済できなくなったとき、親であるBさんが代わりに返済する義務はないのでしょうか？

Hさん、その前に……。J Aは今、Aさんに対して貸金債権を有しているわけですが、そもそも債権とは何かわかりますか？

「お金を払え」と請求できる権利でしょうか？  
「貸金や売買代金などのお金を払え」と請求できる権利はもちろん債権ですが、債権とは、特定の人に一定の行為を請求できる権利といわれており、もつと広い意味を持ちます。

例えば、売買契約を締結すると、売主は買主に対して「代金を支払え」という債権をもつことになり、買主は売主に対して「売買の目的物を引き渡せ」とい

第10回 そもそも債権とは何か

今回のお悩み

当J Aは、2年前の5月、Aさんに中古自動車購入資金100万円を融資しました。Aさんは、高校を卒業したばかりの18歳でしたが、同年4月に就職しており、両親は「社会人になれば自動車も必要だろう」とAさんが融資を受けて購入することに同意しました。

月々の返済額はAさんの毎月の給料で無理なく返済できる金額であり、当J Aは保証人を付さずに融資しました。これは、父親のBさんが当J Aに1,000万円以上の貯金を有していたため、万が一Aさんが返済困難になった場合でもBさんが代わりに返済してくれるだろうと安心した上でのことでした。

ところが、今年1月にAさんが就職した会社が倒産した上、Aさんは倒産前の激務で体調を崩して入院してしまい、当J Aへの返済ができなくなりました。

この4月、新年度の異動で当課に配属された若手職員のHが本件の回収を担当しています。Hが、Bさんに対して、Aさんの代わりに返済をお願いに行ったところ「Aに『社会人として親には迷惑はかけない』と言われて自動車購入に同意したのであり、Aに代わって返済するつもりはない」と断られてしまいました。

Hは「親なのに無責任だ。Bさんに請求する方法はないのか」「Aさんが購入した自動車を売却し、返済にあててしまえないか」などと憤っているのですが、私からは法律の観点から正確に説明できず、悩んでいます。



職員H

う権利をもつことになりませぬ。この「目的物を引き渡せ」という権利も、特定の人である売主に、目的物を引き渡すという一定の行為を請求できる権利ですから、こちらも債権です。

Hさんが融資課で担当する債権の管理回収は、その債権のうちの貸金債権なのです。

2. 債権は債務者に対してしか請求できない

「債権」という権利に対応する義務を「債務」といい、債権を有している人を「債権者」、債務を負う人を「債務者」というわけですが、債権は、特定の人に一定の行為を請求できる権利ですから、「債権は債務者に対してしか請求できない」という基本的な特色があります。

当たり前のことですね。そのとおりです。ところが、実際にこの当たり前のことを忘れて悩んでいることも多いものです。今回のJ AのAさんに対する貸